

## 消費税の軽減税率制度に関する説明会開催のお知らせ

札幌国税局及び市内の各税務署では、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催いたします

## 《説明内容》

- 軽減税率制度の概要
- 制度実施後の帳簿・請求書の記載方法
- 中小事業者への支援措置
- 事例紹介

| 市町村 | 開催月日     | 開始・終了時間   | 会場                                       | お問合せ先   |
|-----|----------|---|--|---|
| 札幌市 | 3月8日(金)  | ① 9:30~10:15<br>② 10:45~11:30<br>③ 13:15~14:00<br>④ 14:30~15:15<br>⑤ 15:45~16:30<br><br>※説明内容は同じです。 | 第二合同庁舎（札幌国税局）<br>9階講堂<br>（札幌市中央区大通西10丁目） | 札幌国税局 消費税課軽減税率制度係<br>011-231-5011<br>（内4260・4261）<br><br>※事前の登録は不要です。直接会場へお越し下さい。 |
| 札幌市 | 3月12日(火) | ① 9:30~10:15<br>② 10:45~11:30<br>③ 13:15~14:00<br>④ 14:30~15:15<br>⑤ 15:45~16:30<br><br>※説明内容は同じです。 | 第二合同庁舎（札幌国税局）<br>9階講堂<br>（札幌市中央区大通西10丁目） | 札幌国税局 消費税課軽減税率制度係<br>011-231-5011<br>（内4260・4261）<br><br>※事前の登録は不要です。直接会場へお越し下さい。 |
| 札幌市 | 3月20日(水) | ① 9:30~10:15<br>② 10:45~11:30<br>③ 13:15~14:00<br>④ 14:30~15:15<br>⑤ 15:45~16:30<br><br>※説明内容は同じです。 | 第二合同庁舎（札幌国税局）<br>9階講堂<br>（札幌市中央区大通西10丁目） | 札幌国税局 消費税課軽減税率制度係<br>011-231-5011<br>（内4260・4261）<br><br>※事前の登録は不要です。直接会場へお越し下さい。 |

なお、上記の市町村を含む、消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催予定については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」において、随時更新しています。

消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁HP】



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//06.htm>

軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けております。

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）